

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等



一般社団法人

全国介護事業者連盟

理事長 齊藤正行

障害福祉事業部会 会長 中川亮

令和5年8月3日(木)

当団体について

法人形態	一般社団法人
法人名	全国介護事業者連盟
設立年月日	2018年6月
本部所在地	東京都千代田区麹町4丁目
代表者	齊藤正行

介護・障害福祉事業者による横断的(法人・サービス種別)組織体制

「産業化の推進」・「生産性向上の推進」を2大テーマとする。

事業者会員数 : 3,422社 22,155事業所
 介護事業所: 16,736事業所 障害福祉事業所: 5,419事業所

※令和5年7月現在

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

■ サービス横断テーマ

産業化の推進・生産性向上に向けた事業者の横断的組織

① 同一敷地内の他事業所等での兼務体制の見直し等による、効率運営

② 生産性向上への文書負担軽減・過度なローカルルールの見直し

③ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件見直し

④ 健全なサービス競争原理の確立に向けた総量規制の見直し

⑤ 共生型サービスの拡充に向けた施策の推進

⑥ 介護と同様の処遇改善関連加算の一本化と手続きの簡素化

⑦ 技能実習・特定技能等の外国人材活用での障害独自視点の確立

■ サービス分類テーマ

児童発達支援事業・放課後等デイサービスに対する見直し意見

- ①事業所の創意工夫を尊重した上での、5領域への総合的な支援の評価
- ②支援時間の長短への考慮と、個別支援や人員体制の評価
- ③一般施策への移行に係る、保育所等での専門職種の配置

共同生活援助(グループホーム)に対する見直し意見

- ①自立生活への支援(通過型)に対するアウトカムを含めた評価拡充
- ②自立生活への支援(通過型)に対する地域連携等のプロセス評価
- ③強度行動障害及び、医療ニーズの高い利用者への評価要件の緩和

就労支援関連サービスに対する見直し意見

- ①一般企業への就労支援での支援量評価基準の見直し(A型・B型・移行)
- ②就労継続支援B型での適切な事業者評価と、ガイドライン設定の見直し
- ③就労継続支援A型での会計運用ガイドラインにおける余剰金に対する考え方の柔軟化

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細)

■ サービス横断テーマ

① 同一敷地内の他事業所等での 兼務体制の見直し等による、効率運営

【意見提案を行う背景・論拠】 ※参考資料①参照

令和5年6月1日「規制改革推進に関する答申」では、介護サービスにおいて、複数の事業所を効率的に運営し、生産性向上を図る観点から、同一・隣接又は近接の敷地内に所在する複数の事業において、管理者が兼務可能な範囲の見直しを示されており、障害福祉事業でも同様の考え方を取り入れてはどうか。

【意見・提案の内容】 視点②・④

・同一、隣接又は近接の敷地内に所在する複数の事業において、管理者が兼務可能な範囲の見直しなど、サービス品質の確保・職員の負担軽減に考慮した上で、管理者や、その他職種の配置要件の見直しを検討頂きたい。

② 生産性向上への 文書負担軽減・過度なローカルルールの見直し

【意見提案を行う背景・論拠】 ※参考資料②参照

令和5年6月1日「規制改革推進に関する答申」において示されている通り、介護分野では先行して、『介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会』が設置され、老健事業等も通じて、文書に関する①簡素化②標準化③ICT等の活用の3つの観点に基づく、対策が講じられ、大きな成果が得られている。

【意見・提案の内容】 視点②・④

- ・文書負担軽減、手続き負担軽減に関する調査事業を実施し、現状把握と対策の工程を示して頂きたい。
- ・指定申請書・変更届・報酬請求資料・実地指導関連資料・受給者証・契約内容報告書などの記載項目・様式・運用ルール等を改めて再検討し、優先順位を定めて標準様式を順次作成頂きたい。
- ・新たな標準様式に基づき、全国自治体での運用を徹底頂き、過度なローカルルールを見直して頂きたい。
- ・押印の廃止について、国の指導に沿った指針を改めて全国自治体に通達発信頂きたい。

■ サービス横断テーマ

③ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件見直し**【意見提案を行う背景・論拠】 ※参考資料③参照**

令和5年6月30日「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」事務連絡が発出された通り、実践研修の受講に係る実務経験が『6月以上』へと見直されることとなった。背景に、全国各地での明らかなサビ管・児発管不足に伴う運営の混乱、サービス品質の低下、不正運営などの課題が散見されているためであり、※の告示改正による影響を見定めつつ、必要に応じた更なる対策が必要である。

【意見・提案の内容】 視点②

- ・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の研修の在り方について更なる要件見直しを検討頂きたい。
- ・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の基礎研修及び実践研修の開催頻度の拡充や、定員の拡充に向けた対策を講じて頂きたい。

④ 健全なサービス競争原理の確立に向けた総量規制の見直し**【意見提案を行う背景・論拠】**

現在、複数のサービス種別において総量規制がかけられているが、結果的に地域によっては、利用者が必要なサービスを必要時に利用することが出来ないケースが散見される。また、過度な需給調整による弊害として、悪質な既存事業所の業務改善の阻害要因となっていることが推察される。

【意見・提案の内容】 視点②

- ・各サービスの総量規制による影響調査を実施し、現状を把握頂きたい。
- ・各自治体において必要なサービス量の確保に向けた、総量規制の運用に関する指針を見直し頂きたい。

■ サービス横断テーマ

⑤ 共生型サービスの拡充に向けた施策の推進

【意見提案を行う背景・論拠】

地域共生社会の確立に向けて、共生型サービスは大変重要な位置づけであると考えます。しかしながら、現在、共生型サービスの拠点数は限定的であり、現行制度での拡充には課題が多い。

【意見・提案の内容】 視点①

・共生型サービスの拡充に向け、対象サービスの拡大、単価の拡充、その他運営見直しを検討頂きたい。

⑥ 介護と同様の処遇改善関連加算の一本化と手続きの簡素化

【意見提案を行う背景・論拠】 ※参考資料④参照

令和4年12月23日第5回社会保障構築本部「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージについて」、処遇改善関連加算の一本化及び書式の簡素化の検討が示され、障害福祉でも同様の対策が必要。

【意見・提案の内容】 視点②・③

・処遇改善関連加算の一本化と、書式の簡素化を介護同様に障害福祉でも対応を検討頂きたい。

⑦ 技能実習・特定技能等の外国人材活用での障害独自視点の確立

【意見提案を行う背景・論拠】

技能実習制度及び特定技能制度では、介護同様に障害福祉でも一部サービスが対象となっているが、ビザの職種は介護として定められているため、各種ルールの建て付けに現場実態との乖離が見られる。

【意見・提案の内容】 視点②

・技能実習制度及び特定技能制度における介護特有要件において、障害福祉特有要件の見直しを検討頂きたい。

■ サービス分類テーマ

児童発達支援事業・放課後等デイサービスに対する見直し意見

- ① 事業所の創意工夫を尊重した上での、5領域への総合的な支援の評価
- ② 支援時間の長短への考慮と、個別支援や人員体制の評価
- ③ 一般施策への移行に係る、保育所等での専門職種の配置

【意見提案を行う背景・論拠】 ※参考資料⑤参照

令和5年3月28日「障害児通所支援に関する検討会報告書」に基づいた改定の見直しを検討頂きたい。

【意見・提案の内容】 視点①・②・③

① 事業所の相違工夫を尊重の上、5領域への総合的な支援の評価

学習支援、ピアノや絵画等の支援のみを行っている事業所を適正化し、5領域への総合的な支援の実施を評価頂きたい。専門性を有したサービス各事業所が提供するサービス・支援によって差別化・多様化を図った特徴ある事業所運営の重要性を踏まえた今後の報酬改定における見直しを検討頂きたい。

② 支援時間の長短への考慮とともに、個別支援や人員体制の評価

支援時間の長短を考慮した評価と併せて、個別支援や人員体制に対するきめ細かい評価を検討頂きたい。

③ 一般施策への移行に関して、保育所等での専門職種の配置

保育所等での障害児に対するサービスの検討において、保育と障害児への支援の専門性の違いを十分に考慮した上での見直しを検討頂きたい。

■ サービス分類テーマ

共同生活援助(グループホーム)に対する見直意見

- ① 自立生活への支援(通過型)に対するアウトカムを含めた評価拡充
- ② 自立生活への支援(通過型)に対する地域連携等のプロセス評価
- ③ 強度行動障害及び、医療ニーズの高い利用者への評価要件の緩和

【意見提案を行う背景・論拠】 ※参考資料⑥参照

障害者総合支援法の一部改正で示された共同生活援助(グループホーム)での自立生活への支援や、相談が法律上への明確化と、医療の充実及び療養生活支援の強化に伴う見直しが行われたことを踏まえて検討頂きたい。

【意見・提案の内容】 視点①・③

- ① 自立生活への支援(通過型)に対するアウトカムを含めた評価拡充
利用者の希望とニーズを踏まえた上で、一人暮らし等の自立生活に対する支援や、相談に対する評価を、アウトカム評価も盛り込んだ上で拡充を検討頂きたい。
- ② 自立生活への支援(通過型)に対する地域連携等のプロセス評価
利用者の希望とニーズを踏まえた上で、一人暮らし等の自立生活を希望に対する支援や、相談に対する評価を、自立に向けた住まい探しへの支援や、在宅支援・在宅看護サービスの環境整備など、地域連携に対する評価を加算創設含めて検討頂きたい。
- ③ 強度行動障害及び、医療ニーズの高い利用者への評価要件の緩和
強度行動障害や医療ニーズの高い利用者に対する評価について、現場での負担を考慮し、現状より軽度な利用者に対する評価拡充を検討頂きたい。

■ サービス分類テーマ

就労支援関連サービスに対する見直し意見

- ① 一般企業への就労支援での支援量評価基準の見直し(A型・B型・移行)
- ② 就労継続支援B型での適切な事業者評価と、ガイドライン設定の見直し
- ③ 就労継続支援A型での会計運用ガイドラインにおける余剰金に対する考え方の柔軟化

【意見提案を行う背景・論拠】 ※参考資料⑦参照

一般企業への就労支援での支援量評価は重要ですが、6ヶ月以上の雇用条件を担保するエビデンスが、不明瞭であること。6ヶ月未満の雇用が評価されないため、トライアル的な就労支援のインセンティブが働かないこと。就労支援の専門性ではない利用者獲得手法が横行していること。また、就労継続支援A型での余剰金に対する現行ガイドラインの課題等が、当連盟会員より多数の声があがっている。

【意見・提案の内容】 視点①・②・③・④

- ① 一般企業への就労支援での支援量評価基準の見直し(A型・B型・移行)
就労移行支援体制加算の算定要件が、一般企業での6カ月以上の雇用を条件としているため、6ヶ月未満での就労や、トライアル雇用等での支援へのインセンティブが事業所に発生せず、6ヶ月未満の雇用期間等での就労支援を控える事業所が散見されており、要件の見直しを検討頂きたい。
- ② 就労継続支援B型での適切な事業者評価と、ガイドライン設定の見直し
就労支援の専門性の向上ではなく、無料の食事やドリンク提供を特徴とした事業所や、根拠の乏しい高額工賃の事業所に、利用者が集まってしまう地域が存在しており、改めて、外部評価や運営ガイドラインでの指導強化を行って頂きたい。
- ③ 就労継続支援A型での会計運用ガイドラインにおける余剰金に対する考え方の柔軟化
会計運用ガイドラインにおける余剰金の将来に対する積立金の考え方は、自治体による解釈の違いが散見されます。適切な就労環境を整えている事業所が地域で増加する必要があり、ガイドラインの解釈の幅を広げることを検討頂きたい。

参考資料①

【サービス横断テーマ】

①同一敷地内の他事業所等での兼務体制の見直し等、効率運営
「規制改革推進に関する答申」令和5年6月1日より P81・82

ア 介護サービスにおける人員配置基準の見直し

【a: 令和5年度検討・結論、b: 令和5年度措置】

a 厚生労働省は、介護サービス種別ごとの管理者に係る人員配置基準について、82 経営能力を持つ人材には限りがあることを踏まえつつ、様々な介護サービスを行う複数の事業所を効率的に運営し、かつ、運営の生産性向上や職員のやりがいの最大化を図る観点から、同一の管理者が複数の介護サービス事業所を管理し得る範囲の見直しについて、社会保障審議会介護給付費分科会等での意見を聴き、結論を得る。その際、少なくとも次の事項の検討を含むものとする。

・主として管理業務を行う管理者について、例えば、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準において、管理業務に支障がないと認められる場合に「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」とされていることも踏まえ、サービス種別にかかわらず、例えば、同一・隣接又は近接の敷地に所在する複数の事業所について、管理者が兼務可能な範囲の見直し等を検討する。

b 厚生労働省は、介護サービスの人員配置基準に係る地方公共団体による独自ルールの有無・内容等を整理し、公表することについて検討する。

参考資料②



【サービス横断テーマ】

②生産性向上への文書負担軽減・過度なローカルルールの見直し 「規制改革推進に関する答申」令和5年6月1日より P82

イ 障害福祉分野における手続負担の軽減(ローカルルールの見直し等)

【a,e: 令和5年度措置、b: (前段)令和5年度措置、
(中段)令和5年度検討・結論、
c: (前段)可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論、
(後段)令和5年度措置、
d: 可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論、f: 令和6年度措置】

規制改革推進に関する答申
～転換期におけるイノベーション・成長の起点～

参考資料③

【サービス横断テーマ】

③サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件見直し 「サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント」

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

別添1

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

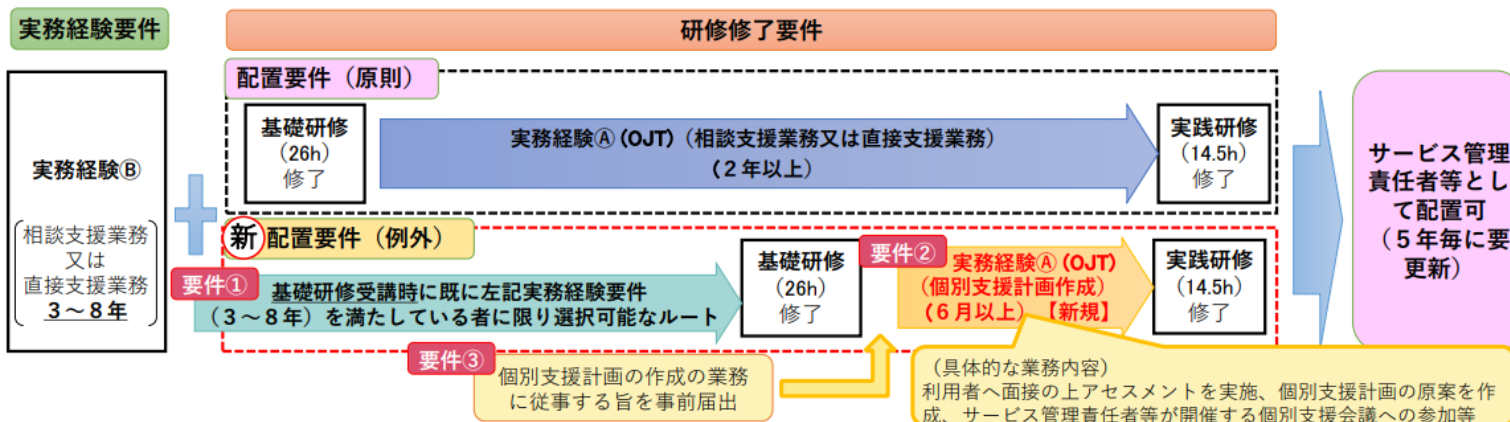
※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
 - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
 - やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。
- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。
（施行日前の実務経験①(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



参考資料④

【サービス横断テーマ】

⑤ 共生型サービスの拡充に向けた施策の推進

「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージについて」

介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージについて

令和4年12月23日 厚生労働省

- 持続的な介護職員の待遇改善を実現するためには、個々の事業者における経営改善やそれに伴う生産性の向上が必要であり、具体的には、取組の横展開や働きかけの強化等、総合的に取り組むことが重要。
- 中小事業者も多い、介護事業者の職場環境づくりを全政府的な取組と位置づけ、自治体や事業者も巻き込んで推進し、その成果を、従業員の賃金に適切に還元していただくことについて期待。

(1) 総合的・横断的な支援の実施

① 介護現場革新のワンストップ窓口の設置

事業者への様々な支援メニューを一括し、適切な支援につなぐワンストップ窓口を各都道府県に設置。中小企業庁の補助金の活用促進。

② 介護ロボット・ICT機器の導入支援

課題に対応した代表的な導入モデルを紹介するとともに、①のワンストップ窓口と連携して、相談対応、職員向け研修など伴走支援を進める。

(2) 事業者の意識改革

③ 優良事業者・職員の表彰等を通じた好事例の普及促進

職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者・職員を総理大臣が表彰等する仕組みを早期に導入し、優良事例の横展開を図る。

④ 介護サービス事業者の経営の見える化

介護サービス事業者の財務状況や処遇改善状況の見える化を進め、経営改善に向けた動機付けを進める。

(3) テクノロジーの導入促進と業務効率化

⑤ 福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進

在宅介護の情報共有や記録の円滑化などについて、調査研究を進め、活用を促進する。また、福祉用具貸与等の対象種目の追加について、評価検討を進める。

⑦ 職員配置基準の柔軟化の検討

実証事業などでのエビデンス等を踏まえつつ、テクノロジー導入に先進的に取り組む介護施設における職員配置基準（3:1）の柔軟な取扱い等を検討。

⑥ 生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し

未取得事業者の取得促進を図るとともに、加算手続の簡素化や制度の一本化について検討。

⑧ 介護行政手続の原則デジタル化

今年10月から運用開始した電子申請・届出システムの利用原則化に取り組む。

参考資料⑤

【サービス部類テーマ】

児童発達支援事業・放課後等デイサービスに対する見直し意見 「障害児通所支援に関する検討会報告書」～概要②～

障害児通所支援に関する検討会報告書 ～概要②～

【令和5年3月】

2. 児童発達支援・放課後等デイサービス（続き）

- ピアノや絵画のみを提供する支援は、公費により負担する支援として相応しくないと考えられ、これらの支援の提供にあたっては、ガイドラインに示される支援の視点等とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要。
- 利用の仕方等により、支援時間に差異があることから、支援に対する人員の配置の状況や支援内容等にも留意しつつ、支援時間の長短を考慮したよりきめ細かい評価を行うことが必要。
- 保護者の就労等による預かりニーズについては、家族全体を支援する観点から、こどもと家族のアセスメントを踏まえて、児童発達支援や放課後等デイサービスにおいても対応することが重要。
- 放課後等デイサービスについては、学校や家庭とは異なる場であり、安心・安全でその子らしく過ごせる場としての機能も重視すべき。また、学校に通学できない（不登校の）障害児について、関係機関と連携して支援していくことが必要。

3. インクルージョンの推進

- 障害児支援による保育所等の一般施策への後方支援の取組を強化し、保育所等訪問支援等を活用しながら、保育所等の障害児への支援力向上を図っていく等、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携が行われる地域の体制づくりを進めていくことが重要。
- 保育所等訪問支援がより効果的に活用されるよう、人員配置や報酬上の評価、運用について必要な見直しを行う方向で検討すべき。（チームでアセスメントや一定の支援を行う場合や、時間の長短も含め、支援内容を踏まえた評価の検討）

4. 障害児通所支援の給付決定等

- 給付決定において、適切に発達支援の必要性や支給量を判断するとともに、その後の支援に活用していく上でも、こどもの発達状況等も把握できる調査指標に見直すことが必要。
- セルフプラン率が高い現状も踏まえ、障害児相談支援による支援が行われるよう取組を進めることが必要。また、障害児相談支援の整備が途上にある地域等においても、適切にコーディネートが行われる方策を検討していくことが必要。

5. 障害児通所支援の質の向上

- 市町村は（自立支援）協議会子ども部会を設置し、児童発達支援センターも参画して、地域の課題を把握・分析しながら、地域の支援の質の向上に取り組むことが重要。
- 自己評価・保護者評価について、集約・分析し、その結果を公表する等、効果的な活用方策等について検討を進めることが必要。
- 人材育成について、専門性を身につけるため、基礎、中堅、専門といった段階的な研修体系の構築等を進めることが必要。

参考資料⑥

【サービス部類テーマ】

共同生活援助(グループホーム)に対する見直し意見

「障害者の日常生活支援及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにする(ほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う)。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発生した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小児慢性特定疾病DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日)

参考資料⑦

【サービス部類テーマ】 就労支援関連サービスに対する見直し意見 「就労支援事業会計の運用ガイドライン」P20

$$[\text{生産活動収入}] - [\text{生産活動に係る経費}] = [\text{利用者に支払う賃金・工賃}]$$

生産活動により余剰金が生じる場合は、全て賃金・工賃として支払うこととされているため、生産活動に係る余剰金は原則として生じません。

ただし、将来にわたって安定的に賃金・工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、一定の条件の下に積立金を計上することが認められており、その年度に積立てた金額までは、生産活動に係る余剰金が生じてよいこととされています。

※ここでいう生産活動収入及び生産活動に係る経費は、現預金の収支に基づくものではなく、収入は実現主義、経費は発生主義に基づく、いわゆる損益ベースにより計上されるものであることに留意してください。

特に、社会福祉法人においては、資金収支計算書における支払資金の増減に基づいて計上されるものではないことにも留意してください。

生産活動に係る余剰金の状況により求められる対応

